

鈴鹿市告示第 2 2 8 号

鈴鹿市建設工事等資格停止措置要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 6 年 1 1 月 2 5 日

鈴鹿市長 末 松 則 子

鈴鹿市建設工事等資格停止措置要綱の一部を改正する告示

鈴鹿市建設工事等資格停止措置要綱（平成 1 1 年鈴鹿市告示第 1 4 8 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改 正 後				改 正 前			
別表第 1（第 2 条、第 3 条、第 6 条関係）				別表第 1（第 2 条、第 3 条、第 6 条関係）			
事故等による資格停止措置基準				事故等による資格停止措置基準			
	事故等	措置要件	措置期間		事故等	措置要件	措置期間
1	略	略	略	1	略	略	略
2	略	略	略	2	略	略	略
3	契約違反	略	略	3	工事成績の不良	市発注工事の施工に当たり、工事成績が所定の点数以下となったとき。	1 月以上 6 月以内
4	安全	(1) 略	略	4	契約違反	(1) 市発注工事を落札したものが、正当な理由なしに契約を締結しなかったとき。 (2) 略	2 月以上 12 月以内 略
5	安全	(1) 略	略	5	安全	(1) 略	略

	管理 措置 の不 適切 によ り生 じた 公衆 損害 事故	(2) 一般工事の施 工に当たり、安全 管理の措置が不適 切であったため、 公衆に死亡者若し くは負傷者を生じ させ、又は損害を 与えた場合におい て、当該事故が重 大であると認めら れるとき。	<u>1月</u> 以上 <u>3月</u> 以内
<u>5</u>		略	略

備考

- 1 略
- 2 事故に基づく措置の判断基準（第4項
及び第5項）
(1)・(2) 略
- 3 市発注工事における安全管理措置の不
適切の判断基準（第4項第1号及び第5
項第1号）
(1)・(2) 略
- 4 一般工事における事故に係る安全管理
措置の不適切の判断基準（第4項第2号
及び第5項第2号）
(1)・(2) 略

	管理 措置 の不 適切 によ り生 じた 公衆 損害 事故	(2) 一般工事の施 工に当たり、安全 管理の措置が不適 切であったため、 公衆に死亡者若し くは負傷者を生じ させ、又は損害を 与えた場合におい て、当該事故が重 大であると認めら れるとき。	<u>2月</u> 以上 <u>6月</u> 以内
<u>6</u>		略	略

備考

- 1 略
- 2 事故に基づく措置の判断基準（第5項
及び第6項）
(1)・(2) 略
- 3 市発注工事における安全管理措置の不
適切の判断基準（第5項第1号及び第6
項第1号）
(1)・(2) 略
- 4 一般工事における事故に係る安全管理
措置の不適切の判断基準（第5項第2号
及び第6項第2号）
(1)・(2) 略

第2号様式中「市発注工事」を「市発注工事等」に改める。

附 則

この告示は、令和6年12月1日から施行する。